

9月議会報告 井之川博幸議員の一般質問その1

沼田市議会9月定例会で、市長に対して行なわれた井之川博幸議員の一般質問の要旨を報告します。

地域主権改革は小泉『構造改革』の継承

井之川博幸議員は、小泉「構造改革」は国民にとっても地方自治体にとってもよいものではありませんでしたが、この流れを継承していく「地域主権改革」は「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革」と言いますが、「地域のことは地域に住む住民が負担を含めて自己責任を持って辛抱するようにするための改革」というのが本当の内容ではないかと訴え、国が進める「地域主権改革」は、市民のためにならないのではないかと、市長の考えを問いました。

市民のためになるかならないのかに答えず

市長は、「『地域主権戦略大綱』では、これまで以上に基礎自治体の果たす役割が増大してきており、本年6月には、第30次地方制度調査会の答申として、『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』が提出されたところであり、その動向につきましても、注視していきたい」として、国の方針に従っていく姿勢を示しただけで、市民のためになるかならないのかという問いに対しては、まったく答えませんでした。

しかし、前民主党政権が第1次、第2次一括法を、安倍政権が今年6月第3次一括法を成立させ、本市でもすでに「介護」に関する条例改正など10数本の条例制定や改正が行なわれて、市と市民への影響も出はじめています。



全国市長会の意見・要望聴取にも何も答えず

また、『地域主権改革』に対し全国の市長などの意見を踏まえて何度も提言や要望を提出している「全国市長会」が全国810市区を対象に昨年6月に行なった「地域主権改革に対する要望・意見募集」で、本市はどのような要望や意見を提出したのかという井之川議員の問いに、市長は、「意見無し」と提出したと答え、国のやり方に従属していきただけで、市長としてこの重大な課題に対し、何も考えていないことが明白になりました。



井之川博幸市議

全国町村会は道州制導入に絶対反対

人口5万人の本市でも反対をすべき

井之川議員は、「地域主権改革」に今後どのような対応をしていくのか、市長の考えを問いました。

市長は、「国や県からの権限移譲などに適切に対応するため受け入れ体制の整備を図り、住民に一番身近な自治体として、きめ細やかなサービスの提供と、市民の意向を反映した個性豊かなまちづくりを進めるとともに、今後の国の動向につきましても、注視してまいりたい」と国の進める「地域主権改革」をそのまま受け入れていく姿勢を示しました。

井之川議員は、「地域主権改革」は多くの問題を抱えているが、特に最終目的である「道州制」の導入に「全国市長会」は反対していないが、人口規模の小さい「全国町村会」は町村がつぶされる可能性が高い「道州制」に絶対反対の立場で活動していることを示し、人口数十万人以上が主流の「市長会」と一緒に進むよりも、人口規模があまり変わらない「町村会」の生き残りをかけた闘いと一緒に活動すべきではないかと要求しました。

市民参加は市民協働から住民主導へ

つぎに井之川議員は、地方自治体では「行政主導」「行政任せ」の時代から、「市民参加」「市民協働」の時代へと進み、さらに「住民主導」へと進んでいくことが「真の地方自治・住民自治」であり、市政への市民の参加を今後どのように進めていくのかを問いました。

市長は、「市民と行政を結ぶ手段の一つとして市民活動センターを中心とした行政への市民参加を推進してまいりたい」と従来型の「市民協働」にとどまるという姿勢を示しました。

住民基本条例の制定を

つづいて井之川議員は、自治基本条例の策定について問いました。市長は、『「まちづくり基本条例」は、地方自治体の道しるべであり、当面は市民参加による市民協働を推し進めていく中でその実現に向けた研究を継続してまいりたい」と答え、基本条例を作る姿勢は見せませんでした。

2013年9月29日 No.674

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版部内資料